

東金市教育委員会会議録

令和元年11月（定例会）

1. 日 時 令和元年11月21日（木） 午後2時00分開会
2. 場 所 東金市役所 401会議室
3. 招 集 者 東金市教育委員会 教育長 飯田 秀一
4. 議 題 議決事項
 - 第1号議案 教育委員会事務に係る点検・評価報告書について
 - 第2号議案 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する意見聴取について
 - 第3号議案 市議会提出議案に関する意見聴取について
 - (1)東金市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - (2)東金市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - (3)東金市トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - (4)東金アリーナ設置管理条例の一部改正について
 - (5)東金市都市公園設置管理条例の一部改正について

報告事項

1. 学校歯科医の委嘱について
2. 専決処分した後援申請について
3. 諸報告

5. 出席委員 教育長 飯田 秀一
委員（教育長職務代理者） 戸田 俊雄
委員 鈴木 正明
委員 石田 絢子
委員 山下 美紀

6. 出席職員

教育部長	醍醐 義幸	教育総務課長	井坂 靖
学校教育課長	上之藪和朗	生涯学習課長	鈴木健太郎
スポーツ振興課長	佐久間英郎	中央公民館長	廣瀬 惣一
東金図書館長	片岡 一徳	教育総務課主幹	飯塚 好男

◎開 会

午後 2 時 0 0 分、飯田教育長より開会が宣告された。

◎日程第 1 会議録署名委員の指名

飯田教育長より石田委員を指名した。

◎日程第 2 前回の会議報告

飯田教育長より令和元年 1 0 月 2 3 日開催の東金市教育委員会会議定例会の会議録について意見を求めた。

全員異議なし

◎日程第 3 議件

○第 1 号議案 教育委員会事務に係る点検・評価報告書について

飯田教育長より教育委員会事務に係る点検・評価報告書について事務局に説明を求めた。

教育総務課長より教育委員会事務に係る点検・評価報告書について説明した。

<説明概要>

先月の定例教育委員会会議において提示した教育委員会事務に係る点検・評価報告書については、その後、学識経験者の意見を反映させた上で教育委員会各課において再度の確認・見直しを行った。今回、新たな原案を提示し、前回提示した報告書との変更箇所を説明した上で新たな原案についての審議を求めた。

石田委員

骨子の部分で大きな変更がないこと、各箇所においてより分かりやすい表現に修正されたこと、マイナスに感じる言い回しが期待の持てる的確な表現に変わっていることなどを考えると原案に異議はない。

全員一致で原案どおり可決した。

○第 2 号議案 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する意見聴取について

飯田教育長より山武郡市広域行政組合格約の変更に関する意見聴取について事務局に説明を求めた。

教育総務課長より山武郡市広域行政組合格約の変更に関する意見聴取について説明した。

<説明概要>

山武郡市広域行政組合が規約を変更するにあたっては、地方自治法第286条第1項の規定により、構成市町（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町）と規約の変更について協議を行った上で決定し、県知事の許可を受けなければならないことと定められている。また、構成市町との協議にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、各市町において議会から教育委員会へ意見聴取することとされている。このたび、山武郡市広域行政組合の規約変更について、議会から教育委員会に対して意見照会があったため、教育委員会としての意見を取りまとめようというものである。内容としては、事務事業の見直しにより、老人デイサービスセンター事業を廃止することから、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンターの設置、管理及び運営に関する項目を削除しようというものである。なお、意見聴取に対する教育委員会の回答案としては「意見なし」としたい。

石田委員

規約変更の内容が老人福祉法に関するものであり、教育委員会には関係ないと思われるが、法律等に規定のある限り、今後も行政組合の事業に関して規約の変更があった場合は今回と同様の形で意見照会が来るのか。教育委員会としては、意見なしとしか答えようがなく形式的な感が否めない。

教育総務課長

千葉県にも確認したところ、毎回このような手続きを踏むことが妥当であるとの回答であった。なお、他の構成市町においては山武市と大網白里市が教育委員会会議に諮り、この2市以外は教育長専決により意見なしとして回答することである。また、過去にも行政組合が規約を変更するにあたって教育委員会に意見照会が来たときは、教育委員会会議に諮った上で回答していた。

全員一致で原案どおり可決した。

○第3号議案 市議会提出議案に関する意見聴取について

飯田教育長より市議会提出議案に関する意見聴取について事務局に説明を求めた。

市議会提出議案に関する意見聴取について(1)については生涯学習課長より、(2)から(5)についてはスポーツ振興課長より説明した。

(1)東金市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
＜説明概要＞

教育委員会に関する条例改正について、12月の市議会定例会に提案を予定していることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、東金市長から教育長宛てに意見照会があった。当該条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によって、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員という制度が導入され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用条件が厳格化されたことに伴う改正をお願いするものである。なお、施行日は令和2年4月1日となる。教育委員会に関するものとして、幼稚園園長、社会教育指導員、公民館館長、図書館館長、家庭教育指導員については、法律改正により特別職の範囲が厳格化されたことで制度が本来想定する専門的知識・経験等に基づき助言・調査を行うものという形に厳格化されたことから、東金市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例から外れて別の形で規定されることとなる。

鈴木委員

法律改正により幼稚園園長、公民館館長、図書館館長などの役職がなくなるということか。

生涯学習課長

この条例上からは削除されるが、非常勤特別職という形でこの条例には置けなくなるだけで、実際には幼稚園園長は別の形で今後もお願いすることになり、公民館長も別の形になる。家庭教育指導員は会計年度職員に係る条例で条件を定め、そちらで対応することになる。

鈴木委員

もっと具体的に言うと、一部の幼稚園園長については校長を退職した方が務めているが、この形態がなくなるということではないということか。

学校教育課長

なくなるということではない。採用の方法や給与形態は変わってくるが、今後、広く公募して幼稚園園長の人選にあたっていくことになる。

教育部長

幼稚園園長は非常勤特別職の公務員であったが、法律改正によって非常勤特別職から外れ、会計年度職員という新しい立場、身分になる。

石田委員

市の常勤職員として幼稚園の園長をされている方がいるが、この方たちが定年退職されて市の常勤職員では園長が足りなくなっていて、校長経験のあるOBに園長を務めてもらうこととなったとき、これまでの条例には該当しなくなるが別の形でお願いできるということによろしいか。

飯田教育長

校長上がりの幼稚園長は現在のところ2人いる。これまでは園長を継続することもできたが、今後は公募になるので多くの応募があった場合は選考試験となる。面接もある。その代わり給与形態も変わる。これまでの条例には該当しなくなるが別の形で採用することになる。

戸田職務代理者

幼稚園の園長に応募するためには、それなりの条件、資格が必要なのではないか。

飯田教育長

以前、幼稚園に務めていて幼稚園免許のある方、これに類した校長、教頭、その他の教育関係者などとなる。これらの人がたくさん応募した場合、1次は筆記試験で2次は面接という厳正な審査において選考していくことになる。

(2)東金市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(3)東金市トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(4)東金アリーナ設置管理条例の一部改正について

(5)東金市都市公園設置管理条例の一部改正について

<説明概要>

(2)から(5)については関連があるので一括して説明する。はじめに改正の趣旨である。東金アリーナをはじめとするスポーツ施設は、近年、非常に多くの方々に利用されており、昨年度は開設以来最高となる利用者数となった。一方、これらの施設の使用料については、各施設とも設置以降、消費税及び地方消費税の引き上げに伴うものを除き、改定されていないという状況である。ついては、今後の施設の老朽化への対応や、施設を利用する者と利用しない者の負担の公平性、いわゆる受益者負担の公平性の確保、そして、市の財政的負担の軽減のために使用料の適正化を図り、スポーツ施設の設置に係る4本の条例において定めている使用料の額等を改定しようとするものである。

続いて改正の概要であるが、1つ目は使用料の改定となる。配布した別表には各施設の設置年と経年、市が示す基本的な受益者の負担割合と各施設の過去3ヵ年の平均負担割合、そして、今回の改定による目標値を記してある。この中で各施設の過去3ヵ年の

平均負担割合にも示されているように、現行の受益者負担割合を市が示す基本的な受益者の負担割合に近づくよう、各施設の使用料を改定したいと考えている。ただし、急激な負担増とならないよう、現行使用料金の1.5倍程度まで、また、受益者負担割合が著しく低い施設においては、現行使用料金の2倍程度までとし、全施設の受益者負担の割合を現在の21.2%から30%程度まで引き上げたいと考えている。また、他の市町の類似施設との比較も示してあるので参考にさせていただきたい。

これらの基本的な考え方や他の市町の状況等を踏まえて、(2)「東金市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、東金市家徳スポーツ広場（多目的グラウンド、庭球場）、(3)「東金市トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、東金市トレーニングセンター、(4)「東金アリーナ設置管理条例の一部改正について」では、東金アリーナの各施設、(5)「東金市都市公園設置管理条例の一部改正について」では、東金青年の森公園（野球場、庭球場）の使用料を、それぞれ現行の1.2倍程度から2倍程度に改定し、併せて、受益者負担による公平性の観点から、全ての利用者より負担を求めることとし、現在、一部の施設において無料としている小中学生の使用料を有料とする改定をしようとするものである。

改正概要の2つ目としては、より多くの方々に利便性の向上をもって利用していただくとするもので、(2)「東金市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、東金市家徳スポーツ広場（多目的グラウンド）の使用時間の単位を、現行の4時間から2時間に改定しようとするものである。(3)「東金市トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、東金市トレーニングセンターの休館日を、現行の月曜日から火曜日に改定しようとするものである。東金市トレーニングセンターと東金アリーナ内のトレーニングルームの休館日については、現在、同一の月曜日となっているが、この改定により、いずれかのトレーニング施設を通年で利用できるようになる。また、東金市トレーニングセンターの使用時間区分については、午前、午後、夜間の3つの区分により運営しており、それぞれの使用時間区分の間には利用者の入れ替えのための休館時間を設けている。これを、東金アリーナ内のトレーニングルームと同様に開館時間内の2時間単位とすることによって、どの時間帯に来場してもトレーニングができるように改定しようとするものである。最後に、施行期日は令和2年4月1日である。この度、承認されたら、市議会全員協議会を経て12月の市議会へ上程する予定である。

飯田教育長

この件についてはスポーツ推進審議会でも話し合われたが、そのときの説明をお願いしたい。

スポーツ振興課長

スポーツ推進審議会については、本市教育委員会の諮問機関ということで3年前に立ち上げ、一昨年から使用料改定の審議をお願いしている。その中では、消費税の増税による料金改定がされたばかりで、今回の値上げはいかかなものかという意見もあった。しかし、各スポーツ施設は開館してから一度も料金改定がなされていないこと、受益者負担の公平性の前提となるバランスが既に崩れてしまっていること、東金アリーナをはじめとする各施設は老朽化が際立ってきていることが挙げられ、特にエアコンの改修については喫緊の課題であるという説明をしたところ、今回の値上げはやむを得ないだろうとの了承をスポーツ推進審議会から得たところである。

石田委員

スポーツ推進審議会の諮問においては、現行の1.5倍から2倍に抑えて設定したが、それでは増額幅が少ないのではという意見が審議会においては出なかったのか。

スポーツ振興課長

審議会委員の中には2倍であっても他市と比べてまだまだ安いという意見もあった。ただし、あくまでも公共施設ということもあり、使用料が安いからといって、いきなり3倍や4倍に値上げするというのはこの時点においては適切ではないということから2倍を限度とすることをご了承をいただいた。

石田委員

ご説明のとおり2倍が限度という感じがする。長いあいだ値上げをせずによく維持管理をされてきたと思う。通常であれば何度か料金が改定されて、徐々に値上げをするということがなされていけば、それほど苦勞することがなかったかもしれない。今回、料金が改定されたとしても、他市と比べてまだ低い額だと思うが、急激な値上げとなると利用者側の戸惑いも大きいと思われるので、今後は段階的な見直しをして徐々に上げていく方法もあるのではないかと思う。

飯田教育長

東金アリーナは築20年となるが、エアコンの故障が増えてきており限界に近づいているところもある。真夏の暑い中に開催される県大会などにおいては、エアコンの効きが悪いこともあった。抜本的な見直しが必要だという意見が様々な方面から出ている。このような中で、これまで一度も値上げをして来なかった。他市町と比較しても安く、スポーツ推進審議会においても値上げはやむなしというところまで来ている。

石田委員

プロサッカーチームがスポーツ施設を利用するなど色々なことで有名になり、使い

勝手も良ければ活動の幅が広がってくる。施設の維持管理に対して利用者側も負担するという意識を持ってもらえればと思う。

戸田職務代理者

使う側の立場からすると、正直言って2倍でもどうかな、もう少し増額してもいいかなと思う。普段、安く使わせていただいておりますという思いである。

山下委員

今まで使っていた人にとっては2倍になると負担は感じるだろうが、本来はもっと貰っていいという説明はやむをえないとは思う。料金改定については、利用者が納得できるように周知することが市としての役割であり、今後は老朽化したときに予算を考えたり急に値上げするのではなく、少しずつ計画的に積み立てて予算化していく必要がある。

鈴木委員

東金アリーナは築20年を経過しようとしているので、例えば段階的に5年ごととかで見直していくことが大切かなと思う。スポーツ推進審議会に諮って検討し、アリーナ側の意見も入っている中で改定案が出来上がっていると思うので異議はない。自分は使用者側の意見としても安いと感じる。他市と比べても安いと感じていた。

石田委員

使用者は現状が他市と比べて安いということを知らないので、施設側も使用料の安さを利用者に周知する等様々な情報を発信していくべき。

スポーツ振興課長

使用料という形で運営している以上は、受益者負担の公平性、近隣の状況、施設の状況を常に考慮しなければならない。今回使用料を改定したからこれで十分というのではなく、少なくとも数年に一度は点検を行い、建物の状況が適正なのかどうかを見極めていかなければならない。最近、サッカー日本代表のキャンプや大相撲が来てくれたこともあり感謝の気持ちでいっぱいだが、このような市民に喜んでもらえるスポーツ施設を目指して、今まで以上に愛着を持ってもらえるようなイベントを手がけていくことが必要だと思っている。

山下委員

今回の値上げに関してやむをえないが、開設の際に見通しを立て、運営すべきところをしていなかったようにも取れる。見直しをする経緯を十分に周知し、理解を求め

るようにしていかなければならない。保護者の友人たちに対して、説明するのがはばかられる。今後は、妥当だと思ってもらえるように算段したほうがよいと思う。

スポーツ振興課長

値上げしたことによる増収分の使い道をどうするのかという意見もあるが、エアコンが厳しい状況なので、値上げをもって来年度はエアコンの改修をしたいと考えている。市の予算要求はこれからなので、今の段階でエアコンの改修は確約できないが、このような名目の上で使用料を改正することは間違いない。

全員一致で原案どおり可決した。

<休憩：午後3時15分～午後3時25分>

◎日程第4 報告

○1. 学校歯科医の委嘱について

学校教育課長 山武郡市歯科医師会より、学校歯科医1名について委嘱替えの申し出があったため、教育長専決にて委嘱した。任期については、前任者の残任期間である令和元年7月28日から令和3年3月31日までとなる。

○2. 専決処分した後援申請について

教育総務課長 専決処分した後援申請3件について資料に沿って説明した。

○3. 諸報告

(1)飯田教育長 教育長行事予定（11月・12月）について資料に沿って説明した。

10月25日の大雨警報に対する学校の安全への取組について説明した。

(2)教育部長 令和元年第4回東金市議会定例会の概要について説明した。

(3)教育総務課長 10月25日の大雨警報による教育施設への被害状況について概要を説明した。

(4)学校教育課長 学校教育課関係行事予定（11月・12月）について資料に沿って説明した。

長欠不登校学校別一覧について資料に沿って説明した。

令和2年度入園 東金市立幼稚園応募者数について資料に沿って説明した。

山武郡市小学校球技大会の結果について資料に沿って説明した。

(5)生涯学習課長 生涯学習課行事計画（11月・12月）について資料に沿って説明した。

(6)スポーツ振興課長 スポーツ振興課行事計画（11月・12月）について資料に沿って説明した。

10月に開催されたスポーツ大会の結果について資料に沿って説明した。

(7)中央公民館長 公民館行事計画（11月・12月）について資料に沿って説明した。

(8)東金図書館長 図書館行事計画（11月・12月）について資料に沿って説明した。

◎閉 会

午後4時20分、飯田教育長より閉会が宣告された。